

○裾野市営墓地条例

平成21年12月14日

条例第35号

改正 平成24年6月25日条例第19号

平成25年9月6日条例第30号

平成26年3月4日条例第8号

平成28年2月24日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、裾野市営墓地(以下「墓地」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 裾野市に墓地を設置する。

2 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
裾野市営墓地	裾野市深良4066番地

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 墳墓 焼骨を埋葬する施設
- (2) 墓所 墳墓を設けるために区分された墓地の区画

(墓所を使用することができる者の資格)

第4条 墓所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めた者については、この限りでない。

- (1) 規則で定める日において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、市内に墳墓(傍系親族のもの及び改葬予定のものを除く。次号において同じ。)を有しないもの(以下「市民」という。)
- (2) 規則で定める日において次に掲げる市外在住者であって、市内に墳墓を有しないもの(以下「市外在住者」という。)

ア 沼津市、三島市、御殿場市、長泉町、清水町、清水町、小山町の住民基本台帳に記載されている者

イ 市内の事業者に勤務している者

(使用の許可)

第5条 墓所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、1世帯につき1区画とする。

3 市長は、第1項の許可に管理上必要な条件を付けることができる。

4 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、使用許可証を交付するものとする。

(使用料の納付)

第6条 墓所の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可の際、別表に定める額の永代使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

(管理料の納付)

第7条 使用者は、墓地の維持管理に必要な経費として、1年度につき、別表に定める額の管理料を納付しなければならない。

2 年度の中で使用者となった者は、使用の許可を受けた日の属する月から月割により算定した額を当該年度の管理料として納付しなければならない。

(督促手数料)

第8条 市長は、使用者が前条の管理料を納期限までに納付しないときは、裾野市税外収入督促等に関する条例(昭和35年裾野市条例第13号)の定めるところにより督促手数料を徴収する。

(管理料の免除)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理料を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(使用料及び管理料の不還付等)

第10条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用者が使用の許可を受けた日から起算して2年以内に使用しないで墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を還付する。

2 前項の場合において、管理料その他の未納金があるときは、還付金をこれに充当する。

(必要な措置の命令)

第11条 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用者に対して必要な措置をとることを命ずることができる。

(墓所使用权の承継)

第12条 使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わって祭しを主宰すべき者となった者は、当該使用者の使用权を承継することができる。

- 2 前項の規定により墓所の使用权を承継しようとする者は、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた者は、被承継者の死亡その他の理由が生じた日から使用者であったものとみなす。

(届出)

第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 墓所に係る工事に着工しようとするとき、又は当該工事が完了したとき。
- (2) 焼骨を埋葬し、又は改葬しようとするとき。
- (3) 本籍、住所又は氏名を変更したとき。

(使用許可証の再交付等)

第14条 使用許可証を亡失し、又は損傷した使用者は、使用許可証の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、使用許可証の再交付を受けようとする使用者は、別表に定める額の使用許可証再交付手数料を納付しなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、墓所の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分又は許可に付された条件に違反したとき。
 - (2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
 - (3) 使用者が管理料を5年間納付しないとき。
 - (4) 使用者が焼骨の埋葬以外の目的で墓所を使用したとき。
 - (5) 使用者が使用权を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
- 2 前項の規定により使用の許可を取り消されたことによって、使用者に損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(焼骨の改葬等)

第16条 市長は、前条第1項の規定により使用の許可を取り消したときは、焼骨を改葬し、

又は墳墓その他の設備(以下「墳墓等」という。)を移転することができる。

(墓所の返還)

第17条 使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに墓所を原状に回復し、返還しなければならない。

- (1) 第15条第1項の規定により墓所の使用の許可が取り消されたとき。
- (2) 墓所を使用する必要がなくなったとき。

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、施設、附属設備等を損傷したとき、若しくは滅失したとき、又は前条に規定する原状回復及び返還の義務を怠ったときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(墳墓等の基準)

第19条 使用者は、墓所に墳墓等を設けようとするときは、規則に定める基準によらなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第24号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第6条、第7条、第14条関係)

区分		単位	金額
永代使用料	間口 1.5m	1区画	市民 430,000円
	奥行 2.0m		市外在住者 570,000

			円
	間口 3.0m 奥行き 2.0m		市民 860,000円 市外在住者 ,140,000円
管理料	間口 1.5m 奥行き 2.0m	1年間	5,140円
	間口 3.0m 奥行き 2.0m		10,280円
使用許可証再交付手数料		1件	300円